

市内主要河川における

有機フッ素化合物「PFOS 及び PFOA」の独自調査結果 (上半期分)の訂正について



ターゲット 6.3

2025 年 1 月 10 日

郡山市環境部

環境保全センター

所長 斎藤 直樹

TEL : 923-3400

SDGs ターゲット 6.3 「汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する」

2024 年 9 月 26 日に発表した「市内主要河川における有機フッ素化合物「PFOS 及び PFOA」の独自調査結果（上半期分）」について、2025 年 1 月 7 日に分析委託先の計量証明事業者から計量法第 110 条の 2 の規定に基づく計量証明書の訂正及び再提出がありましたので報告します。

なお、これより調査を実施した全 6 地点については、国が定める暫定指針値（1 リットル当たり 50 ナノグラム以下）に適合となります。

1 分析結果

【訂正前】

「PFOS 及び PFOA」調査結果

【単位：1 リットル当りに含まれるナノグラム】

調査地点名		調査月日				暫定 指針値
		4月12日	5月24日	7月3日	9月6日	
1	五百川（石筵川合流後）	0.5	—	—	—	50以下
2	藤田川（阿武隈川合流前）	8.5	—	—	—	
3	逢瀬川（阿武隈川合流前）	120	170	30	5.5	
4	大滝根川（阿武隈川合流前）	6.3	—	—	—	
5	谷田川（谷田川橋）	2.4	—	4.5	—	
6	笹原川（新橋）	3.5	—	—	—	



【訂正後】

「PFOS 及び PFOA」調査結果

【単位：1 リットル当りに含まれるナノグラム】

調査地点名		調査月日				暫定 指針値
		4月12日	5月24日	7月3日	9月6日	
1	五百川（石筵川合流後）	0.5	—	—	—	50以下
2	藤田川（阿武隈川合流前）	8.5	—	—	—	
3	逢瀬川（阿武隈川合流前）	5.9	4.5	3.8	5.5	
4	大滝根川（阿武隈川合流前）	6.3	—	—	—	
5	谷田川（谷田川橋）	2.4	—	4.5	—	
6	笹原川（新橋）	3.5	—	—	—	

2 原因

令和 2 年 5 月 28 日付け環水大水発第 2005281 号環境省水・大気環境局長通知に基づく「PFOS 及び PFOA の測定方法」である高速液体クロマトグラフタンデム質量分析による測定の際、当該測定方法で指定される定量イオン※（質量数 369）での定量については、一部の試料で夾雑物の影響により測定値が過大に評価されていたことが判明したため、異なる定量イオン（質量数 169）で再解析を実施した結果、測定結果の訂正に至ったもの。

※定量イオン：濃度を決定するために測定する PFOS 及び PFOA の分解生成イオン

市内主要河川における

有機フッ素化合物「PFOS 及び PFOA」の独自調査結果
(上半期分)について

ターゲット 6.3

2024 年 9 月 26 日

郡山市環境部

環境保全センター

所長 斎藤 直樹

TEL: 923-3400

SDGs ターゲット 6.3 「汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する」

水質汚濁防止法に基づく公共用水域の水質測定計画に加え、市が独自に実施した市内主要河川における有機フッ素化合物「PFOS 及び PFOA」の調査結果（上半期分）についてお知らせします。

下表のとおり、調査を実施した全 6 地点中 5 地点は、国が定める暫定指針値（1 リットル当たり 50 ナノグラム以下）に適合しておりました。逢瀬川（阿武隈川合流前）については 4 月及び 5 月の調査結果が暫定指針値を超過しておりましたが、それ以降は暫定指針値未満となっております。

今後も、令和 2 年度に国が策定した「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き」（※）に基づき、継続して調査を実施して参ります。

「PFOS 及び PFOA」調査結果

【単位：1 リットルあたりに含まれるナノグラム】

調査地点名		調査月日				暫定 指針値
		4月12日	5月24日	7月3日	9月6日	
1	五百川（石筵川合流後）	0.5	—	—	—	50以下
2	藤田川（阿武隈川合流前）	8.5	—	—	—	
3	逢瀬川（阿武隈川合流前）	120	170	30	5.5	
4	大滝根川（阿武隈川合流前）	6.3	—	—	—	
5	谷田川（谷田川橋）	2.4	—	4.5	—	
6	笹原川（新橋）	3.5	—	—	—	

※過去の調査においては「逢瀬川（阿武隈川合流前）」における暫定指針値の超過はありません。

（令和 3 年度 5.8 ng/L、令和 4 年度 5.5 ng/L、令和 5 年度 3.9 ng/L）

※「ナノグラム」は 10 億分の 1 グラム。

※調査結果は PFOS 及び PFOA の合計値。「—」は調査実施なし。

※環境省「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き(令和 2 年 6 月)」はこちら→

URL <https://www.env.go.jp/content/000073850.pdf>



【参考】全国の公共用水域（河川）における「PFOS 及び PFOA」の検出状況

年度	測定地点数	暫定指針値超過地点数（濃度範囲）	超過率
令和 4 年度	732 地点	36 地点（51 ng/L～2,200 ng/L）	4.9 %
令和 3 年度	703 地点	38 地点（51 ng/L～ 340 ng/L）	5.4 %

※環境省「令和 4 年度公共用水域水質調査結果及び地下水測定結果」はこちら→

URL https://www.env.go.jp/press/press_02935.html



<PFOS 及び PFOA とは>

PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)及び PFOA(ペルフルオロオクタン酸)の略。

数多く存在する有機フッ素化合物の代表的な物質で、令和 2 年 5 月に環境省が要監視項目(※)に位置づけ、暫定指針値（1 リットル当たり 50 ナノグラム以下）を設定した。

※要監視項目：人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等から見て、直ちに水質環境基準健康項目とはせず、引き続き、公共用水域等の検出状況などの知見の集積に努めるべき物質。